

令和5年

# 秋の火災予防運動実施要綱

北見地区消防組合

～火災・災害のない住みよい「まち」をめざして～

## ○実施期間

令和5年 10月15日（日）～10月31日（火）  
<17日間>

### 全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

### 組合内統一防火標語

消しました？ 確かめ合いの ひとことを

## ○目的

この運動は、暖房機器の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、住民の方々への火災予防思想の一層の普及を図るとともに、火災発生の防止と高齢者を中心とする死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

## ○重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底



## ○重点目標に基づく推進事項



### (1) 住宅防火対策を推進するために

- ア. 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換を推進します。
- イ. 消防署・支署・出張所、消防団車両による巡回広報を実施します。
- ウ. 消防団や北見市防火協会等の自主防災組織と連携し、単身高齢者や要配慮者宅への防火安全指導及び町内家屋周りの防火診断を実施します。併せて住宅用防災機器及び防災品の普及啓発活動を実施します。
- エ. 防火のぼりや火災予防懸垂幕の掲揚、事業所防火ポスター・チラシの配布を行うとともに、報道機関への記事掲載・取材協力等要請、広報誌等を通して火災予防思想の普及や防火安全対策の徹底を図ります。

### (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策を推進するために

- ア. 乾燥時や強風時には警戒を徹底し、住民の方々へ火災予防広報を行います。
- イ. 火気の取扱い時における消火準備と監視の励行など、火気管理について火災発生防止の徹底を図ります。

### (3) 放火火災防止対策を推進するために

- ア. 町内家屋周り防火診断や事業所等への立入検査を実施し放火火災に対する対応力の向上と、放火されない環境づくりの推進を図ります。
- イ. 物品販売店舗やパチンコ店等の防火管理体制の強化や放火されない環境づくりの推進を図ります。

### (4) 特定防火対象物等における防火安全対策を推進するために

- ア. 物品販売店舗等の特定防火対象物に立入検査を実施し、防火管理体制の強化と自主保安体制の確立を図るとともに、飲食店やホテル・旅館、高齢者等が入居する小規模社会福祉施設、病院等における防火安全対策の徹底を図ります。
- イ. 防火対象物定期点検報告制度や防災管理点検報告制度の周知を図ります。
- ウ. 消防法令違反対象物に対する是正指導の強化を図ります。
- エ. 表示制度及び公表制度の取組みの推進を図ります。

### (5) 製品火災の発生防止に向けた安全対策を推進するために

防火パレードや広報誌、ホームページ等を通じて暖房機器や調理器具、家電製品等の適切な使用維持管理について製品火災に関する情報の提供を行い火災の発生防止に向けた取組みを推進します。

### (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

催事等の際に、ガソリン等の危険物貯蔵・取扱いに対する指導及び火気器具を使用する屋台等に対し、火災予防指導の徹底を図ります。

# 北見地区消防組合が実施する事項



## (1) 運動の周知として

ア. 車両による巡回広報

消防署・出張所・支署（端野、常呂、留辺蘂、置戸、訓子府）・消防団

イ. 報道機関及び消防関係団体に対する協力要請

ウ. 実施要綱、ポスター、チラシ等の配付啓発

エ. サイレン吹鳴

期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施

## (2) 特別行事等

### ☆ 消防本部

- ・社会福祉施設実務研修会
- ・幼年少年婦人防火委員会ミニバレー大会
- ・防災管理研修会

10月17日(火)  
 10月21日(土)  
 10月26日(木)

### ☆ 北見消防署・出張所

- ・懸垂幕の掲揚、ライトアップ
- ・防火のぼり、大型看板の設置
- ・ミニ消防車展示による火災予防啓発
- ・住宅用防災機器のPR（たばこ火災による死者対策）

期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施

### ☆ 端野支署

- ・懸垂幕の掲揚（端野支署・総合支所・各団詰所）
- ・防火のぼりの掲示
- ・防火啓発パン作り（端野消防団女性部）

期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施

### ☆ 常呂支署

- ・防火パレード
- ・防火のぼり掲示（道道沿い）
- ・窓パネル等設置

10月17日(火)  
 期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施

### ☆ 留辺蘂支署

- ・消防車両による火災予防パレード
- ・防管協・危安協合同火災予防パークゴルフ大会
- ・火災初期対応実務研修会
- ・防火のぼり掲示

10月15日(日)  
 10月15日(日)  
 10月23日(月)  
 期 間 中 実 施

### ☆ 置戸支署

- ・どんぐり幼年消防クラブ防火展（置戸町立図書館）
- ・防火のぼり掲示（置戸支署、勝山・境野・秋田地区）

10月6日(金)～25日(水)  
 期 間 中 実 施

### ☆ 訓子府支署

- ・消防団車両による火災予防パレード
- ・わくわく幼年消防クラブ防火パレード
- ・火災予防ミニのぼり配布
- ・小規模事業所合同消防訓練
- ・防火のぼりの掲示・懸垂幕の掲揚

10月16日(月)  
 10月16日(月)  
 10月16日(月)  
 10月16日(月)  
 期 間 中 実 施

## (3) 消防査察による防火指導

ア. 単身高齢者宅防火診断（消防署員・女性消防団員）

イ. 町内防火診断（消防署員・消防団員・北見市防火協会会員）

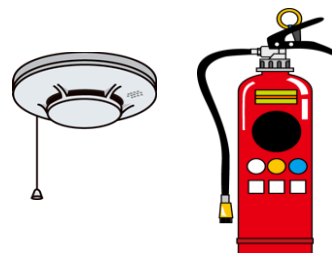
ウ. 防火対象物・危険物施設立入検査

期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施  
 期 間 中 実 施

# 住宅防火「いのちを守る 10 のポイント」

## 4 つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く



## 6 つの対策

1. 火災の発生を防ぐため、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

### 《 実 施 機 関 》

北見地区消防組合消防本部 ・ 消防署 ・ 出張所 ・ 支署

北見消防団 ・ 端野消防団 ・ 常呂消防団 ・ 留辺蘂消防団 ・ 置戸消防団 ・ 訓子府消防団

### 《 消 防 関 係 団 体 》

北見地区消防設備安全協会 ・ 北見地区幼年少年婦人防火委員会

北見市防火協会 ・ 北見地区危険物安全協会

北見地区防火管理協議会 ・ 置戸町防火推進連絡協議会

留辺蘂町防火管理者連絡協議会

### 火災予防の相談はお気軽に

消防本部	090-0065	北見市寿町2丁目1番28号	TEL 25-1521
消防署	090-0065	北見市寿町2丁目1番28号	TEL 25-1525
西出張所	090-0837	北見市中央三輪7丁目446番地58	TEL 36-2410
東出張所	090-0801	北見市春光町3丁目10番6号	TEL 24-6324
南出張所	090-0823	北見市広明町210番地3	TEL 22-5119
端野支署	099-2102	北見市端野町二区469番地1	TEL 56-2155
常呂支署	093-0210	北見市常呂町字常呂558番地	TEL 0152-54-2630
留辺蘂支署	091-0026	北見市留辺蘂町旭公園99番地18	TEL 42-2049
置戸支署	099-1100	置戸町字置戸192番地	TEL 52-3103
訓子府支署	099-1403	訓子府町東幸町5番地	TEL 47-2419